

次年度以降の尾張西部圏域保健医療福祉推進会議の体制の考え方

1 保健医療福祉推進会議の事務局体制について

愛知県圏域保健医療福祉推進会議開催要領第7条及び別表1による

(1) 保健・医療の部分……今年度からの変更あり (変更部分は____で表示)

事務局の種別	組織名称	所管事務の内容
構成機関	清須保健所	一宮市及び稲沢市に関する部分
幹事	一宮市保健所	一宮市に関する部分

(2) 福祉の部分……今年度との変更なし

事務局の種別	組織名称	所管事務の内容
構成機関	尾張福祉相談センター	一宮市及び稲沢市の地域福祉に関する部分
構成機関	一宮児童相談センター	一宮市及び稲沢市の児童福祉に関する部分

2 保健医療福祉推進会議の構成員について

愛知県圏域保健医療福祉推進会議開催要領第4条及び別表2による

(変更部分は____で表示)

別表2の項目	人数	備考
市町村の代表	2名	各市長
地域保健法(昭和22年9月5日法律第101号)に基づき市に設置された保健所の代表	1名	一宮市保健所長
地区医師会の代表	2名	各医師会長
地区歯科医師会の代表	2名	各歯科医師会長
地区薬剤師会の代表	2名	各薬剤師会長
病院協会代表(ただし、(一社)愛知県病院協会が当該圏域の会議の構成員として認めた病院の代表)	2名	現在は、一宮市立市民病院長及び総合大雄会病院・社会医療法人大雄会理事長
地区社会福祉協議会の代表	2名	各社会福祉協議会長
民生児童委員代表	2名	各民生児童委員協議会長
社会福祉施設代表	3名	現在は、特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)第二大和の里施設長、児童養護施設照光愛育園施設長及び知的障害者更生(入所)施設かしの木の里施設長
その他基幹的保健所等の長が適当と認める者	2名	現在は、稲沢市民病院長及び上林記念病院長

3 保健医療福祉推進会議の会場について

愛知県圏域保健医療福祉推進会議開催要領第9条による

・尾張西部圏域(一宮市及び稲沢市)内において、会場の面積等を考慮して、構成員が集まりやすい会場において、開催していく。

4 変更後の事務局の連絡先について

御連絡は、令和3年4月1日以降にお願いします。

	清須保健所	一宮市保健所
電話	052-401-2100	0586-52-3851
FAX	052-401-2113	0586-24-9388
メール	kiyosu-hc@pref.aichi.lg.jp	未定
所在地	清須市春日振形129番地 清須市春日老人福祉センター内3階	一宮市古金町1丁目3番地 (現一宮保健所庁舎を使用)
備考	稲沢保健分室の電話、FAX及び所在地については、変更ありません。メールはkiyosu-hc@pref.aichi.lg.jpに変更となります。	電話番号は、本会議を担当する保健総務課総務企画グループへの着信番号となります。